

国分寺市建設業・製造業・運輸業 中小企業者等支援金

中東情勢に伴うエネルギー価格の高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、事業経営への影響を緩和するため、「国分寺市中小企業者等物価高騰対策支援金」を支給します。

申請期間:令和8年8月17日から
令和8年11月2日まで(当日消印有効)
※窓口の場合は土日祝日を除く

支給対象者

- ① **建設業**を営んでいる市内に事業所を有する中小企業者
- ② **製造業、運輸業**のいずれかを営んでいる市内に事業所を有する小規模企業者 ※詳細は裏面に記載

支給額

- ① **建設業:1事業所につき 一律 10 万円**
- ② **製造業・運輸業:1事業所につき 一律5万円**

※①、②の両方に当てはまる場合で事業所が別の場合 15 万円、同一の場合 10 万円
※市内に事業所が複数ある場合は、それぞれの事業所が対象となります。

申請方法

- ・申請書に必要事項を記載の上、必要書類を添えて郵送又は直接窓口にてお申込みください。
- ・支援金の支給は、1事業者に対して1回となります。

【提出・送付先】〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18
国分寺市市民生活部経済課 経済振興係 宛
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。



申請後の流れ

申請後、不備がない場合は提出書類が到着してからおおむね 30 日以内に指定口座に入金します。

申請書受理

審査

可否の通知

支援金の入金

支給対象者の詳細

【事業者の条件】

- 1 中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる法人及び個人事業主であり、日本標準産業分類に掲げる大分類の建設業を営んでいること。

申請時点の事業者の状況が以下の表の範囲内であること。

業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
建設業	3億円以下	300人以下

※「資本金額又は出資総額」と「従業員数」はどちらかが該当すれば対象となります。

- 2 中小企業基本法第2条第5項第に掲げる法人及び個人事業主であり、日本標準産業分類に掲げる大分類の製造業、運輸業を営んでいること。

申請時点の事業者の状況が以下の表の範囲内であること。

業種	常時使用する従業員数
製造業・運輸業	20人以下

- 3 申請日時点で市内に事業所を有していること(本店所在地・本人住所が市外でも可)。
4 支援金受給後も事業継続の意思があること。

【その他の条件】

代表者、役員又は従業員等が国分寺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと。

提出書類 ※詳しくは記入例を参照

【共通】

- ☐ 国分寺市中小企業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 事業所の所在を証明できる書類の写し(国分寺市内に複数の事業所を有している場合)
例: 公共料金支払いの明細書等
- ☐ その他市長が特に必要と認める書類

【法人の方】

- ☐ 「履歴事項全部証明書(原本又はその写し・3か月以内に発行されたもの)」又は「令和7年の法人税確定申告書の第一表の写し」

【個人事業主の方】

- ☐ 「令和7年の所得税の確定申告書の第一表及び青色申告決算書の写し」又は「令和7年の所得税の確定申告書の第一表及び収支内訳書の写し」

お問い合わせ先

国分寺市 市民部 経済課 経済振興係

電話 042-312-8613 平日 8:30~17:00

(12:00~13:00 を除く)